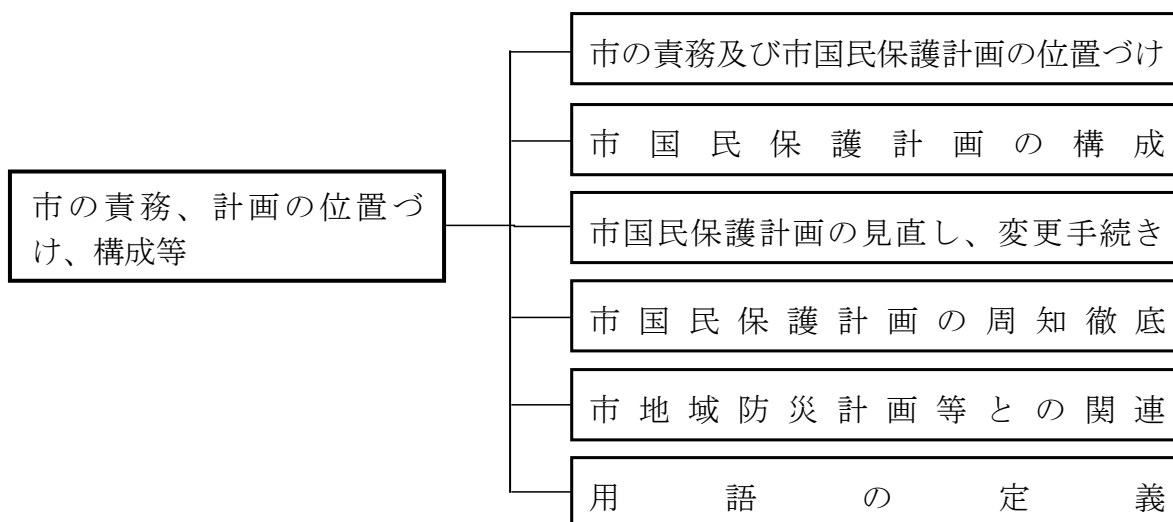


# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確に迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。



### 第1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### 1 市の責務（法3②、16関係）

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年第112号。以下「法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### 2 市国民保護計画の位置づけ（法35関係）

市は、その責務にかんがみ、法35の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### 3 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、法35②各号に掲げる以下の事項について定める。

##### ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

- ② 市が実施する法16①及び②に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

## **第2 市国民保護計画の構成**

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

なお、資料編を別冊として編集する。資料編に掲載する情報は、随時更新する。

## **第3 市国民保護計画の見直し、変更手続** (法35⑧関係)

### 1 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

### 2 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、法39③の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第4 市国民保護計画の周知徹底

### 1 市国民保護計画の周知

市国民保護計画の内容は、県、近接市町、指定地方公共機関などの関係防災機関に周知徹底させるとともに、本計画の基本的な考え方などについて住民への周知を図る。

### 2 市国民保護計画の運用・習熟

市国民保護計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、武力攻撃事態等においては迅速かつ確かな運用ができるようにしておくものとする。

## 第5 市地域防災計画等との関連

市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであり、霧島市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づいて、風水害、地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するための計画であり、別の法体系によるものである。

しかしながら、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。

そこで、本計画では、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのない事項については、市地域防災計画等の定め例により対応する。

## 第6 用語の定義

市国民保護計画において用いる用語等の表記及び定義は、次のとおりである。

### 1 法令の表記

用語等	定義
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）
事態対処法施行令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号）
法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号） 特に必要な場合のみ国民保護法と記載する。
令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）

用語等	定義
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令(平成 17 年総務省令第 44 号)
国際人道法	第 1 ジュネーヴ条約、第 2 ジュネーヴ条約、第 3 ジュネーヴ条約、第 4 ジュネーヴ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称
災害対法	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)
警職法	警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号)

## 2 機関名等の表記等

用語等	定義
国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部、緊急対処事態対策本部
国の現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部、緊急対処事態現地対策本部
国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長、緊急対処事態対策本部長
県対策本部	鹿児島県国民保護対策本部、鹿児島県緊急対処事態対策本部
県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行う組織
県対策本部長	鹿児島県国民保護対策本部長、鹿児島県緊急対処事態対策本部長
市対策本部	霧島市国民保護対策本部、霧島市緊急対処事態対策本部 市の区域において、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関をいう。
市現地対策本部	市対策本部の事務の一部を行う組織
市対策本部長	霧島市国民保護対策本部長、霧島市緊急対処事態対策本部長
指定行政機関	次に掲げる機関で事態対処法施行令で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する機関 2 内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 3 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 4 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関

用語等	定義
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
警察官等	警察官、海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（法第 63 条第 1 項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の自衛官をいう。
消防機関	市が消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条の規定に基づいて設置する消防本部、消防署及び消防団をいう。
海上保安部長等	政令で定める管区海上保安部の事務所（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署）の長をいう。

### 3 特定の用語等

用語等	定義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
県国民保護計画	鹿児島県国民保護計画をいう。
市国民保護計画	霧島市国民保護計画をいう。

用語等	定義
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。必要に応じて「災害」と記載する。
基本指針	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施について、国としての基本的な方針を示したもので、本計画を定める際の基準となるものをいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときの、国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な指針をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設として、知事があらかじめ指定した施設をいう。
収容施設	避難所、応急仮設住宅等、避難等に本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために知事等が提供する施設をいう。
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
N B C 攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。
ダーティボム	放射性物質を混入させた爆弾をいう。

用語等	定義
応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させることをいう。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）
緊急消防援助隊	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊をいう。
自主防災組織	住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織（災対法第 5 条第 2 項）をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、令第 27 条に規定する施設をいう。
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質（生物を含む。）で令第 28 条で定めるものをいう。
警戒区域	武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じた区域をいう。
生活関連物資等	食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活と関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務をいう。
特定公共施設等	港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。
緊急通行車両	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車その他の車両で国民の保護のため措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、基本方針として定める。

### 1 基本的人権の尊重（法5関係）

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済（法6関係）

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続については、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供（法8関係）

武力攻撃事態等においては、国民に必要な情報を提供することが重要であるため、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保（法3④関係）

国民保護措置の円滑な実施を図るため、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と必要な情報の共有化を図るとともに、平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力（法4関係）

法の規定により、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助等について国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

（法7関係）

日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、



指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法 9 関係）

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者、観光客その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

特に、情報の伝達に当たっては、避難行動要支援者その他特に配慮を要する者に対し、確実に情報が伝達されるよう努める。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

なお、憲法第 3 章に規定する国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法 22 関係）

県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、その内容に応じ、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

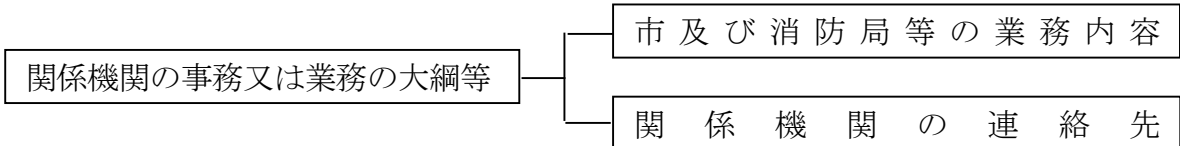
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 本市の地域特性に配慮

南九州の中央に位置し、空港、高速道路といった交通の要衝であり、また、多くの中山間地域と 2 箇所の自衛隊施設を有する本市の地理的、社会的特性に十分配慮する。

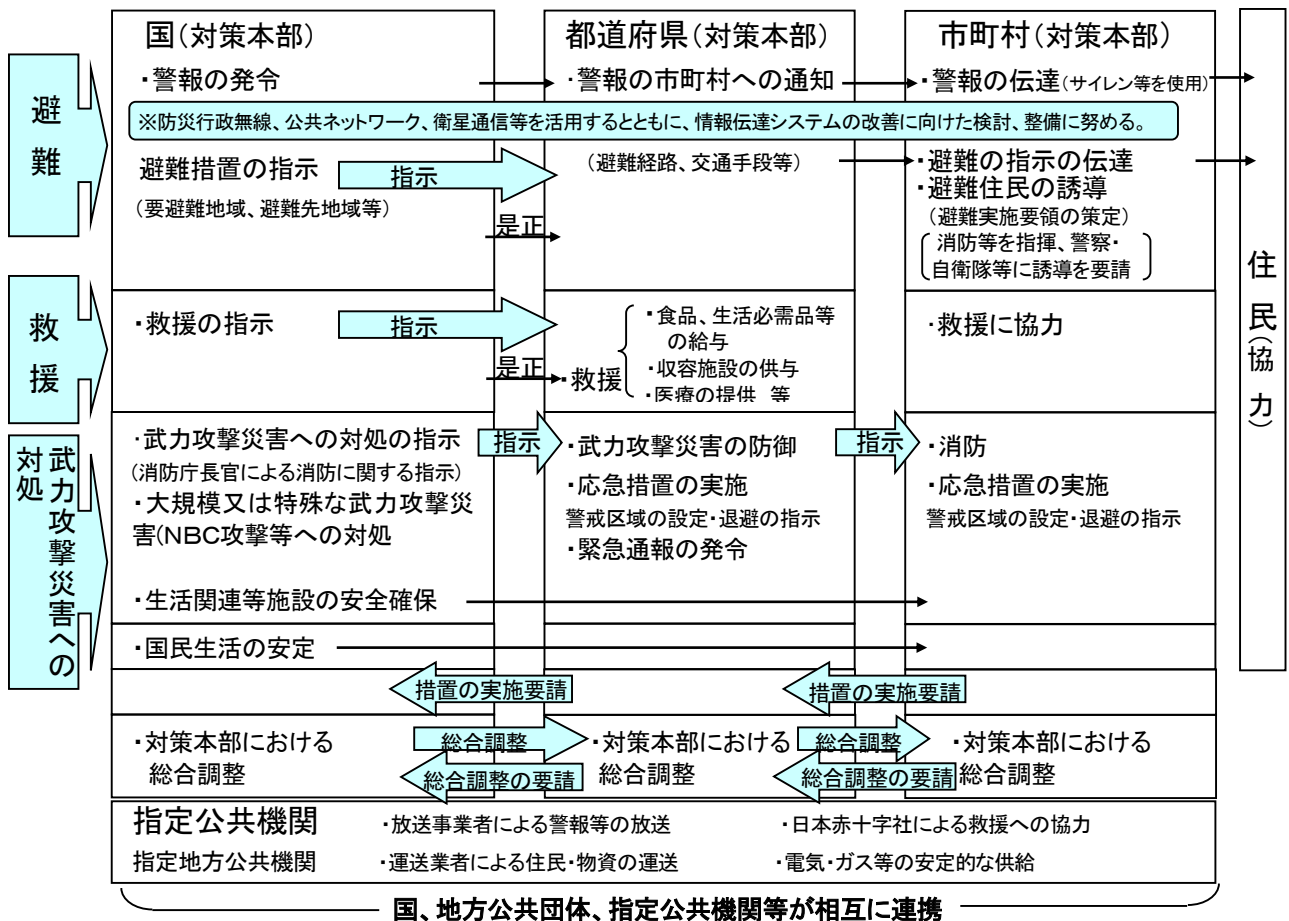
### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施主体である関係機関の処理すべき事務又は業務、連絡先等については、以下のとおりである。



国民保護措置における市及び関係機関の役割分担の概要を図示すれば、次のとおりである。

### 市及び関係機関の役割分担の概要



第1 市及び消防局等の業務内容

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> <li>10 緊急対処事態に関する措置の実施</li> </ol>
消防局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 組織の整備、訓練</li> <li>2 避難住民の誘導、その他住民の避難に関する措置の実施</li> <li>3 救援、安否情報の収集その他の避難住民等の救援に関する措置の実施への協力</li> <li>4 武力攻撃災害の防除及び軽減、消防、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>5 緊急対処事態に関する措置の実施</li> </ol>
鹿児島県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 鹿児島県国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> </ol>

- |                       |
|-----------------------|
| 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |
| 12 緊急処理事態に関する措置の実施    |

## 第2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先は、別冊「資料編」のとおりである。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置の適切な実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴については以下のとおりである。

### 1 地形

本市は、南九州そして鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、北は湧水町、宮崎県と、東は曾於市と、西はさつま町及び始良市とそれぞれ接し、南は錦江湾に面している。東西約 31 km、南北約 37 kmの広がりを持ち、総面積 603.67 km<sup>2</sup>で鹿児島県総面積の 6.6%を占め県内第2位となっている。

地形の特徴としては、錦江湾岸の海拔 0mから県境の韓国岳まで 1,700mの標高差があり、北部の霧島連山には活火山である新燃岳、御鉢を有し、その南には火山噴出物が堆積したいわゆるシラス台地の丘陵地が広がっている。

また、県内有数の河川である全長 39.2 kmの天降川の流域は霧島市となっており、天降川やその支川には滝や浸食作用による溪谷が数多く見られ、錦江湾に注いでいる。

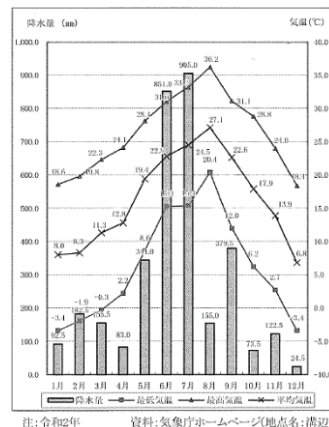
【本市の極所の経緯度及び距離】

方位	地名	経緯度	方位	地名	経緯度
極東	霧島市霧島御鉢付近	東経130度55分 北緯 31度53分	極南	霧島市福山町狐ヶ丘 付近	東経130度49分 北緯 31度36分
極西	霧島市溝辺町烏帽子 岳付近	東経130度35分 北緯 31度52分	極北	霧島市牧園町新床展 望台付近	東経130度50分 北緯 31度56分
東西約31km			南北約37km		

### 2 気候

気候は、温暖多雨で、令和2年における降水量は 3,368.5mmであり、そのほとんどは梅雨期から台風期に集中している。また、同年の平均気温は 16.3℃、最高気温は8月の 36.2℃、最低気温は12月、1月の-3.4℃である。

【降水量・気温の推移（令和2年）】



注: 令和2年 資料: 気象庁ホームページ(地点名: 溝辺)

資料: 令和3年度霧島市統計書

### 3 人口分布

霧島市住民基本台帳（令和5年3月1日現在）によると、本市の人口は124,487人であり、そのうち国分・隼人地区に98,921人、全人口の79.5%が集中している。

また、市の人口密度は206.2（人/㎢）であり、65歳以上の高齢者人口は35,421人で、全人口の28.45%となっている。

【参考：人口及び人口密度（令和5年3月1日現在）】

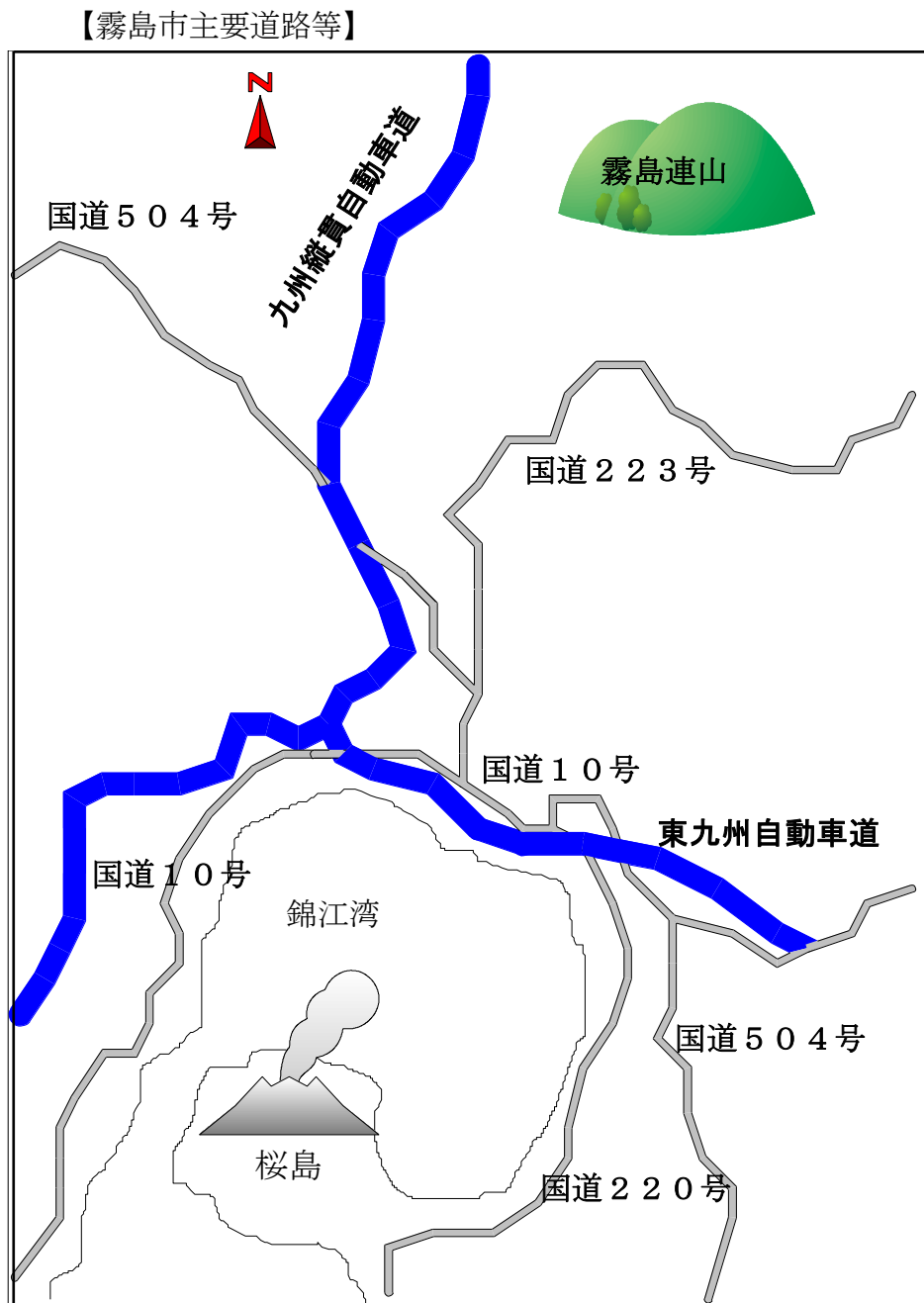
地 域	人口（人）			人口密度 (人/㎢)
	総数（割合%）	男	女	
国分地区	60,115(48.3)	29,397	30,718	490.7
溝辺地区	7,684(6.2)	3,628	4,056	121.0
横川地区	3,457(2.8)	1,649	1,808	49.1
牧園地区	5,856(4.7)	2,761	3,095	45.2
霧島地区	4,257(3.4)	1,970	2,287	51.6
隼人地区	38,806(31.1)	18,715	20,095	583.7
福山地区	4,308(3.5)	2,113	2,195	62.9
計	124,487(100)	60,233	64,254	206.2

【参考：年齢(3区分)別人口及び割合（令和5年3月1日現在）】

	人口（人）及び割合（%）			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
霧島市	124,487	17,449(14.02%)	71,617(57.53%)	35,421(28.45%)

#### 4 道路の概要

本市は、中央部を九州縦貫自動車道が縦断し、熊本県、宮崎県及び鹿児島市と繋がっており、市内には横川 IC 及び溝辺鹿児島空港 IC の 2 カ所の IC がある。また、東九州自動車道はその整備が順次進められており、九州縦貫自動車道から分岐し曾於市に繋がり、隼人東 IC、隼人西 IC 及び国分 IC の 3 カ所の IC がある。その他の幹線的な道路のうち主なものは、国道 10 号が市南部を東西に走り始良市と曾於市に繋がり、国道 220 号は福山地区を経て垂水市に繋がっている。また、国道 223 号は国道 10 号と繋がり、天降川沿いに市北部の牧園、霧島を経て宮崎県の小林市に繋がるとともに、国道 504 号は西はさつま町と繋がり、南は国道 10 号を経て鹿屋市に繋がっている。



5 鉄道、空港、港湾等の概要

鉄道は JR 日豊本線と JR 肥薩線とがあり、市内全域で 11 の駅が設置されている。

空港は霧島市溝辺町麓の標高約 270m の台地に国が管理する鹿児島空港があり、3,000×45m の滑走路を有している。年間の旅客数は約 600 万人である。

本市には隼人港（本港・外港）と福山港の 2 つの港湾があり両港とも県が管理している。

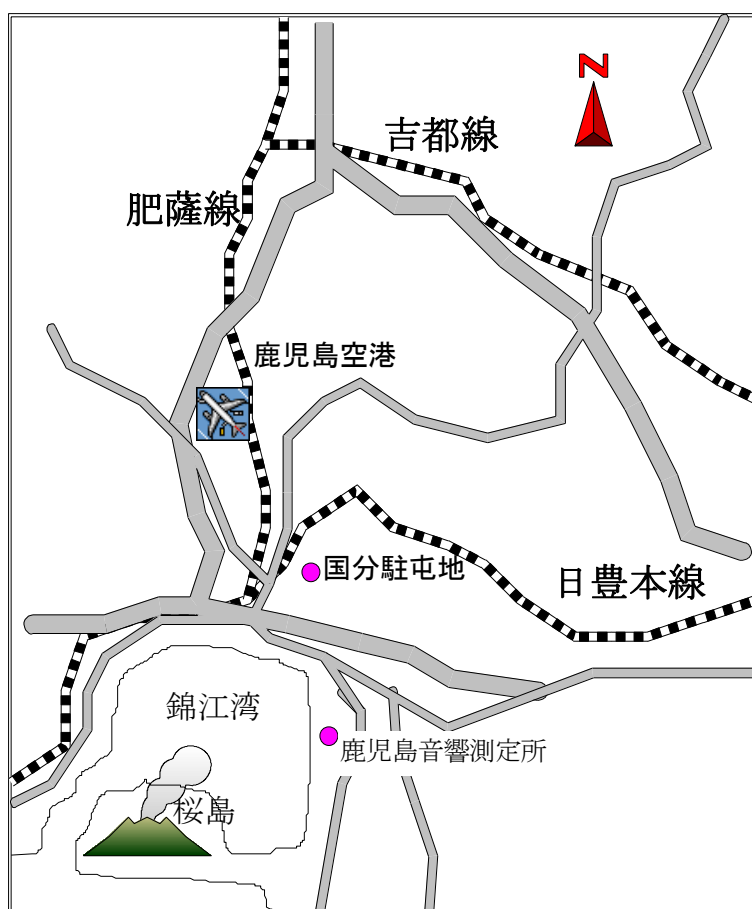
【隼人港（本港、外港）と福山港の港湾データ】

港湾名	水深(m)	延長 (m)	備考(船 t 数)
隼人 (本港)	-1.0	310	1 t
隼人 (外港)	-2.0	190	10 t
福山	-3.5	60	100 t

6 自衛隊施設

自衛隊施設は、陸上自衛隊国分駐屯地が霧島市国分福島に所在し、第 12 普通科連隊及び西部方面混成団第 113 教育大隊などの部隊が駐屯している。また、海上自衛隊鹿児島音響測定所が霧島市福山町福山に所在している。

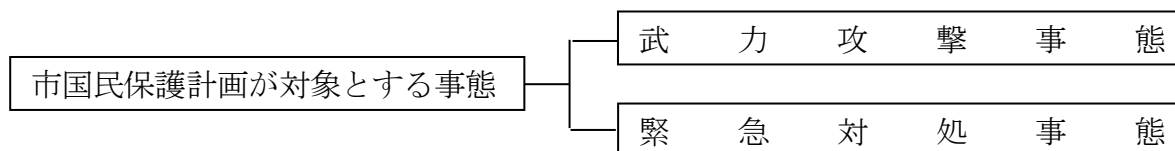
【自衛隊施設】





## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は、次のとおりである。



### 第1 武力攻撃事態

#### 1 武力攻撃事態の種類

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においても、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

#### 2 類型ごとの想定、特徴及び留意点

##### ① 着上陸侵攻

想 定	島国である我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上及び航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる着上陸侵攻を行うこととなる。
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</li> <li>・他国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</li> <li>・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</li> <li>・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</li> <li>・被害は、主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</li> </ul>

## ② ゲリラや特殊部隊の攻撃

想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、本格侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超えた各種の不正規型の武力攻撃（施設の破壊、人員に対する襲撃など）を行うこととなる。</li> <li>・その行動は、一般に、上陸→対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われるのが一般的である。</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</li> <li>・都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設、自衛隊施設などに対する注意が必要である。</li> <li>・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。</li> <li>・被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。</li> <li>・ダーティボムが使用される場合がある。</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市は県、関係機関等と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</li> <li>・事態の状況により、市長が退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措</li> </ul>

	置を行う必要がある。
--	------------

### ③ 弾道ミサイル攻撃

想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃することとなる。</li> <li>・弾頭は通常弾頭、核（N）弾頭、生物兵器（B）弾頭及び化学兵器（C）弾頭が想定されている。</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</li> <li>・極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</li> <li>・通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</li> </ul>

### ④ 航空攻撃

想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着上陸侵攻に先立ち、支援のための航空機により攻撃することとなる。この場合、通常爆弾を使用した場合は、広範囲にわたる被害が発生するが、精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもある。</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</li> <li>・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを他国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。</li> <li>・ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</li> <li>・航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</li> <li>・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せ</li> </ul>

留 意 点	<p>ずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</li> </ul>
-------------	--

### 3 NBC攻撃の場合の対応

「NBC兵器」とは、核（Nuclear）兵器、生物（Biological）兵器、化学（Chemical）兵器のことをいいます。

これらのNBC兵器が使用された場合は、一般市民に大量の被害者が発生することが予想されます。

#### ① 核兵器等

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。</li> <li>・核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。</li> <li>・残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。</li> <li>・このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</li> <li>・放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。</li> <li>・放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定</li> </ul>

留意点	<p>ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚染地域への立入制限を確実にし、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</li> <li>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</li> </ul>
-----	--

## ② 生物兵器

特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</li> </ul>

## ③ 化学兵器

特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般に化学剤は、地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</li> <li>特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県等関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。</li> <li>化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</li> </ul>

## 第2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態（武力攻撃に準じた手段で、多数の人を殺傷する大規模テロ等が該当する。）として、県国民保護計画において想定されている事態例のうち当市に影響がある事態を対象とする。

### 1 攻撃対象施設等による分類

#### (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	主 な 被 害 の 概 要
①原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。</li> <li>・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。</li> </ul>
②可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul>
③危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul>
④ダムの破壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</li> </ul>

#### (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	主 な 被 害 の 概 要
①大規模集客施設、空港ターミナル等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</li> </ul>
②列車等の爆破	

### 2 攻撃手段による分類

#### (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	主 な 被 害 の 概 要
①ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。</li> <li>・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。</li> <li>・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。</li> </ul>
②炭疽菌等生物剤の航空機等による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と</li> </ul>

大量散布	同様である。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。
③市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
④水源地に対する毒素等の混入	・飲料水摂取による人的被害や農作物等への被害である。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事 態 例	主 な 被 害 の 概 要
①航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ  ②弾道ミサイル等の飛来	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</li> <li>・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</li> <li>・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li> </ul>